

古民家（旧加藤家住宅）の移築方針（案）について

旧加藤家住宅は、江戸後期から末期に現在の瀬戸市品野で建てられた古民家を明治期に加藤家が譲り受け、長久手市岩作石田地区に移築されたものである。この民家は、江戸時代の農家の特徴である「鳥居建て形式」の構造を残し、土間と小屋部分（扱首組）に古材が多く残されており、建物の全体像が読み取れる。また、品野から移築された際に、座敷部分の部材を取り換えているが、当初の形態がよく保存されている。

1 目的

- (1) 本市に残された最古級の古民家を保存し、その文化と伝統を後世に継承する。
- (2) 古民家の文化財としての価値を損なわないよう移築する。また、古民家の文化財としての価値を明確にするため、文化財保護法に基づき、国登録有形文化財の登録を目指す。
- (3) 市民に親しまれ、広く活用される施設とする。

2 方法

- (1) 古戦場公園西側に移築し、建物の方位に留意し、前庭等の周辺環境を整備する。
- (2) 古民家の建築学的な価値を調査し、修理工事報告書を残す。
また、国登録有形文化財への登録後、「旧加藤家住宅の保存活用計画」を策定し、保存目的と活用方法を明文化する。
- (3) 関連法令を遵守し、耐震性、防火性等を考慮した公共施設とする。

3 再建築の方針

古民家の古材を出来る限り活用しつつ、復元可能な明治期の状態（四間取り）とし、瀬戸市品野に建築されていた頃の様子を残すように工夫する。また、民俗学的に長久手の昔ながらの生活様式を理解することが出来るように工夫する。